

泉州国賠つうしん8



Félix Vallotton, La Jungfrau, 1892

●九月三〇日は、獄中獄外交通権回復のための国家賠償請求共同訴訟・控訴審の第一回期日やった。それが、「国側準備書面が提出されず、期日を延期したい」と、名古屋高裁から安田好弘弁護士に連絡がきた。それを知らせるメールを見たのが二七日の夕方。あちやー。どうやつてみんなに知らせよう? いつも傍聴にくる人はみんな遠方からなんや。電話に速達と、えらい」つちやつた。●でもだれか来てたらと思って、その日は名古屋高裁で三〇分ほど待つてた。昼めしでもいつしょにと。待ちぼうけやつたけど、ま、よかつた。●結局、期日は来年! 一月一七日(火)午後一時四五分になつた。そんなに延びたのは、国側書面に私らが再反論する」ことを想定しているからや、と山下幸夫弁護士。こちらの控訴にどう対応すべきか、相当悩んでるつて」とかしら? ●と、うわけで、今号はもう一つの方の裁判、「順変」義務付け請求訴訟の前回期日報告と次回第三回期日(一月七日)傍聴のおさそいです。(風)

「順変」義務付け請求訴訟第二回期日報告 2016.9.1

裁判官もびっくりでした!

認否を拒否する被告・国側代理人

「順変」義務付け請求訴訟、第一回期日(六月二二日)は、書類のやりとりと日程調整だけで、五分もかからんかった。三人も来てたんやけど、民事とはそういうもんらしい。

でもな、傍聴人がいるといないとでは裁判官の「やる気」がそりやあ違うんやで。山下弁護士の民事裁判で、傍聴人は一人もいなかつたんやけど、学生が何人か見学に入ってきたとたんに、それまでばそばそ事務的に喋つてた裁判官の声が大きくなつたから、これはこれはと座り直し、わたくしも身を乗り出した。

最初わたしは山下さんが何を問いただしてたのか、まるつきりわからんかつたんやけど、被告・国側代理人はなぜか「それには答える必要がありません」としか言わんのや。次は安田さんがやおら立ち上がって、いつもの、どつしりした調子で追い討ちをかけた。それでわたしにもようやく話が見えてきた。

「検察官内部では『マル特無期事件』なるものを指定していると考えられるが……」「これはこの裁判の重要なポイントであつて、認否をしないといふことはどういうことか。それでは反論のしようがない。」一方、被告・国側は「認めるとか認めないと、そもそも答える必要はない」「認否の必要を認めません」の一点張り。

しかし、その浦寛美所長に対する東京高等検察庁検事長・笠間治雄の返事は「その事由はないと認めるので回答します」と、たつたそれだけ。本来、仮釈放の判断は現場の役人の仕事や。それを高検は蹴つた。浦さんもおどろいたやろ。

なんでそんなことができるのか? それは被告・国がかたくなに「認否の必要は認めない」と言い張つて答えようとした。

「順変」義務付け請求訴訟 第3回口頭弁論 11月7日(月)13時20分 名古屋地方裁判所 1102号法廷
 交通権回復のための共同訴訟 控訴審 第1回口頭弁論 2017年1月17日(火)13時45分 名古屋高等裁判所 1004号法廷



面会記 2016.9.29

先月腰痛で、面会に行けなかったからひと月ぶり。
 泉水さんにはまず、公判延期を告げ、それから「不正拭身」のその後を聞いた。懲罰にはならず、訓戒やった、とのこと。腱鞘炎の方は、仕事はまえと同じ作業場で、手先を使うのは同じなんだけど、ちょっと役を変わってもらつて悪化せずにすんでいると言った。

ところで今回はちょっと尋ねたいことがあったんや。「歯」のことで——。というのは、荒井まり子さんが書いた追悼文を読んだんやけど、まり子さんの身柄引受人となっていた方が、数年前の姿が想像もできないほど弱つて亡くなってしまった。その要因として、獄外では考えられないような事情で悪化させた歯槽膿漏、獄中の歯の治療の問題があげられていたからや。最後の面会から訃報が届いたのは2日後。「6年も前から歯の治療を要求しているのに順番が回ってこない」と手紙で漏らしていたという。

以前泉水さんから「歯の治療を申込んでも半年ぐらい待たされる」とは聞いてた。わたしも歯がいたくて、病院に行ったら「歯槽膿漏」と言われたばかりやったので泉水さんのことが急に気になってたんや。それで、「最近、具合はどう?」って。

「ええっ!? 犬っこみたいに?」
 「遊んでたり居眠りしてて、ボリがくるのがつかないで舟に踏み込まれてしまった時は、親父にひどく殴られたなあ」

こんな話、これからも聞きたいなあ。このあと少し話したところで「このへんで」となった。じゃあねと言いながら、泉水さんと板越しに手を合わせて、面会室を出た。

ない「検察庁内部の『マル特無期事件』」指定の存在に関わることなんや。

「順変」義務付け請求訴訟の意味

泉水さんは岐阜刑務所収監に際して、「お前は絶対に出さないからな!」と言渡された。「マル特無期」というのは、判決は死刑ではなく無期に確定したもの、検察としては不服で、下獄にあたつて、「こいつは無期でも特別だから出しなよ」という「送り状」を貼りつける、ということ。

そんな「送り状」のついた泉水さんの「順変」申請を、浦寛美所長が出したちゅうことは、所長もええとこあるやんというのではなく、「通達」をはるかに超えた獄中四四年は、なんばんでも仮釈放を審査すべき対象やつたんや。
 そういう事実があつた以上なんとしても、東京高等検察院検事長に対し「刑執行の順序変更をすることを義務付ける」というのが、今回の「順変」義務付け請求訴訟なんや。

「無期懲役刑 検察が仮釈放「制限」 悪質事件長期服役の通達」——「マル特無期」は二〇〇二年一月八日付「朝日新聞」夕刊一面ですっぱ抜かれた。国会で追及されて検察庁は

書類をしぶしぶ出したけど、例の如く、真っ黒やつた。しかし、「マル特無期」の存在は、その墨塗り行為でむしろ明らかになつたと言うべきものや。

山下さん、安田さんはその認否を公開の法廷で迫つた。「マル特」に、泉水さんの名があるのかないのか——それをはつきりさせんことには裁判は進められんのや!

泉水さんは日本赤軍と行動を共にした——ということで、マル特指定されたにちがいないけど、この「順変」裁判は、泉水さんの自由が懸かつた争いであると同時に、大逆事件以来の、司法・法務行政における検察の異常な介入に触れるを得ないものなんや。注目してください。どうぞ傍聴にも!

*第3回口頭弁論、11月7日(月)、午後1時20分開廷

読者から

●結果には期待していなかつただけに、部分勝訴のしらせに驚きました。小さな勝利とはいえ、國に一部でも非を認めさせたということは本当に大きいと思います。泉水さんが元気に出獄できる日を夢みてがんばるしかないですね。京都・S

編集後記

- 死刑が廃止されないルーツを大逆事件にみる安田さんの視点は驚きでした。でつち上げ事件で得た検察の司法行政支配がいまも続いとるとは……。
- 検察が刑の執行にまで口出しだるのは許せませんね! 天狗の鼻をボキンと折つてやりたいものです。 千葉・Y
- ヒロヒトの死んだ次の日のデモでシュプレヒコールを考えていて息子には? 「アキヒトは、ふつーのおじさんになれー!」 我ながらヒット作やと思つてんけど。 大阪・I
- 改憲への鍵を手に入れた安倍首相の顔に、嫌悪感よりも空恐ろしい気持ちになつてしまふ今日この頃です。 福島・I
- 舟橋さんの書いてる「人と人の交流する権利」のために、私もできることをやつていきたいと思います。 大阪・T
- 恐ろしい気持ちになつてしまふ今日この頃です。 福島・I
- 泉水さんという名前、こちらで度々見かけます。 千葉・H
- 彼岸花咲いてる。台風が来て雨もふつて、被害もあつてめぐみもあつた。風がふけば杉の葉っぱもどつさり落ちるしうれしい。今年の秋は雑草の中でむかえてる私。又ゼロからはじめるつもりよ。 熊本・I
- 天草の方は地震は大丈夫でした。
- 彼岸花咲いてる。台風が来て雨もふつて、被害もあつてめぐみもあつた。風がふけば杉の葉っぱもどつさり落ちるしうれしい。今年の秋は雑草の中でむかえてる私。又ゼロからはじめるつもりよ。 熊本・I
- 今朝はえらく寒い。セーター出して着た。今年は腰痛に苦しみ、暑さに悩み、大雨が不安で何度も起きた。●うちのツキアタリは汲取り式。その上、家屋の周囲に排水の仕組みがない。大雨が降るとあたりは池になつて、トイレのタンクに雨水が大量に侵入する。●三ヶ月に一度で間に合うはずなんやけど、汲取り三日後に便座に座つたら、もう上方まで迫つてた。●犬山が亜熱帯みたいになるなんて、さすがの向井さんも驚くやろ。先月の集中豪雨の時なんかは、雨樋を詰まらせてた泥をずぶ濡れになりながら掘み出したりした。●ローマでは基本的猫権があるんやて。どの辺にも、朝と夕と、猫たちに食事を運んでくれる人、「ガッターラ gattara」がいるし、ノラ猫という名称はなくて、「自由猫 gatto libero」と呼ばれてる。これは、又重さんが便箋に描いてくれた素敵な絵。(風)

